

私立高校専攻科に在学する生徒のために

し りつこうとうがっこうせんこう か しゅうがく し えんきん がっこう しきゅう
私立高等学校専攻科修学支援金【学校に支給】

ない 容	私立高等学校等の専攻科に在学されている生徒の授業料に対して、一定額を支給します。
たい 対象者	私立高等学校等の専攻科に在学されている方。
し 支給額	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生計維持者の「課税標準額（課税所得額）× 6 % - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる）」が合わせて51,300円未満 → 授業料の月額に相当する額の1/2 ※上限20,550円（月額） ▶ 生計維持者の「課税標準額（課税所得額）× 6 % - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる）」が合わせて100円未満 → 授業料の月額に相当する額 ※上限41,100円（月額） ▶ 多子世帯（扶養される子が3人以上いる世帯） → 授業料の月額に相当する額 ※上限41,100円（月額）
しん 申請時期 および 支給時期	学校によって異なります。
しん 申請手続	学校から案内があります。学校から配付の書類に必要事項を記入して、学校が指定する添付書類とともに学校に提出してください。 課税標準額（課税所得額）等がわかる書類が必要です。
と 問い合わせ先	くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。
び 備 考	毎年度手続きが必要です。